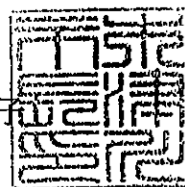


7 木 観 第 1 3 2 号
平成 2 9 年 7 月 6 日

京都府山城広域振興局長 様

木津川市長 河井 規子



オリックス株式会社（大規模小売店舗名称：（仮称）ドラッグコスモス兜
台店）の届出に係る周辺の地域の生活環境の保持について（意見書）

平成 2 9 年 5 月 8 日付で公告された上記の件について、別紙のとおり意見書
を提出します。

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による木津川市の意見

- 1 近隣に学校が多く子供が非常に多い地域であるので、地域の方々、学校関係の方としっかり話し合いをおこない、今後とも地域住民の要望に対してはしっかりと応えるようにすること。
- 2 店舗出入口付近の交通状況に配慮するとともに、駐車場内の安全確保のため、状況に応じて警備員を配置する等、適切な措置を講じること。
- 3 開業後、交通・防犯・環境・教育・風紀面への未然防止対策を講じられるとともに、問題点や要望に対して柔軟に対応できるよう、適切な措置を講じること。